

令和 6 年 6 月 27 日

令和 5 年度事業報告

細島水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 38 号）」により改正された水先法に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
 - (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
 - (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
 - (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
- その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和 5 年度は、引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、多様な通信手段の効率的な運用を行ない本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進することを目標としたが本会会員が担当する船舶が大幅に減少し期待する機会を得ることが出来なかった。

しかしながら、変わらず専属水先人 2 名体制により安定した水先業務が実施されている。今年度は、副会長が新たな業務を引き継ぎつつ、改善可能な事項を洗い出し適宜、新たな方法での業務を実施した。その効果があり、令和 6 年度の業務改善に向けて新たな視点で取り組むための足掛かりともなった。仮事務所に関しては、書類整理と管理が改善され、また細島業務時の待機場所として、そして諸会議にも有効に機能している。半面、郵便物や外部との情報受発信に関しては、まだまだ課題が多いといえる状況である。適切な合同事務所の使用について引き続き検討する。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業を行った。

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な遂行及び関係法令・規則の遵守
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理の整備
外部税理士への業務委託による適正な経理処理の実施、特に、業務分担が進みで円滑な業務遂行が可能となりつつある。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成のため関係者と可能な限り情報交換、意見交換を行った。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・安全運航の確保のため、各水先人の操船経験や自然環境などの実態について、積極的に情報交換を行ない、また技術向上に資するため操船研究の収集を行った。
- ・新し整備された日本水先人会連合会のシミュレーターを早速、活用しスキルアップとい工業港地区埋め立てによる水域減少に対しての自己検証を行った。
- ・クルーズ船の寄港が再開したことを受け関係各所と安全や受け入れ基準に関する確認を行い円滑水先業務に努めた。

(3) 業務取次窓口事業

- ・「水先応召・引き受け基準の運用」の見直しに関して従前の基準が現状に合致しない部分の改訂作業を開始した。
- ・「引き受け事務要領」の整備、確認に関して改訂必要な検討を継続して行った。
- ・定常的に機能する事務所については前述のとおり問題点を明確にした。

(4) その他の事業

- ・港湾管理者の進める港湾情報の一元管理が正式運用となつたが、適切に運用されていない部分について引き続き港湾な管理者への助言を行つた。
- ・乗下船および運航上の安全基準の再確認および徹底と問題点については代理店担当者や港湾管理者に対して水先業務と港内航行の安全に関する知見を深めるための見学会を計画したが業務引き受け船が大幅に減少し実施が出来なかつた。
- ・港内の安全確保、出入港作業の更なる効率化を目指し官民を含めた実務者との情報交換、意見交換を機会あるごとに行つた。

以上